

第5章 環境を守り育てる人としくみ づくり・ネットワークづくり

第1節 環境学習の推進

1 現況と課題

持続可能な社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について知識として理解するだけでなく、実際の行動に結び付けていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身に付け、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

県では、「千葉県環境学習基本方針」（平成4年3月策定、19年9月改定）を定めて、持続可能な社会に向けて自ら進んで行動する人づくりを目指し環境学習を進めてきました。

この基本方針では、県や市町村ばかりでなく住民、学校、市民活動団体、事業者など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習を推進していくことが求められています。

特に、地球温暖化防止など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を深めることが必要です。

また、現在の環境問題は、資源・エネルギー、経済、食料、人口など様々な課題が複雑に関連していることから、問題の背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決していくのかを考えることが重要です。

さらに、様々な課題を自らの問題としてとらえ行動する人づくりにつなげていくためには、地域における環境保全活動を活かした環境学習を進めていかなければなりません。

（1）環境学習の必要性

高度経済成長期以降、急激な工業化と都市化が進む中で、私たちは様々な環境問題に直面してき

ました。事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法律や条例、協定の規制・指導により大きく改善されました。また、自動車の排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など、都市・生活型の環境問題は、自動車の規制や下水道の整備等により改善されつつあります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより私たちの消費生活は拡大しましたが、その反面、廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発に伴う自然環境の喪失、林業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等による耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄などの問題にも直面しています。

また、私たち人間活動の拡大による地球の温暖化が急速に進んでいます。世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。

私たちは、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用に伴って、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困などの問題を引き起こしています。

一方で、このような環境問題を解決するための世界的な取組が推進され、意識や関心が高まってきています。

一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

そのためには、誰もが、学校・家庭・地域・職場など様々な場で、環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要です。そこで、その基盤となる環境学習を積極的に推進していくことが必要です。

（２）千葉県環境学習の取組と課題

平成４年３月に策定した「千葉県環境学習基本方針」では、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修の実施や、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

このような取組により県民の環境への関心は高まり、環境保全活動の輪が着実に広がっています。

国においては、15年７月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、16年９月には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が制定されました。

さらに、23年６月、協働取組の推進を法目的に追加した改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定されました。

また、世界においては、17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)などが推進されています。

（３）千葉県環境学習基本方針

19年９月に県民参加により、新しい千葉県環境学習基本方針を策定しました。

県ではこの方針を、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第８条（地方自治体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針等を作成・公表するように努める）に基づく方針として、また、「千葉県環境基本条例」第９条に基づく「千葉県環境基本計画」及び条例第18条（環境の保全に関する学習の推進）を踏まえて、環境学習の推進を図っていく上での基本的な考えとその方向を定めたものとして位置付けました。

ア 基本方針がめざすもの

基本方針は、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり」を目指します。

イ 環境学習推進にあたっての視点

（ア）みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

（イ）地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高いものであり、私たちのライフスタイルを、温室効果ガスの排出の少ないものに変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

（ウ）生物多様性の保全に取り組む

私たち人間は、生物の一員として他の生物との関わりの中で生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

（エ）生涯にわたる学習活動として取り組む

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしにかかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学習内容に重点を置いて進めることが大切です。

（オ）地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

（カ）環境問題を多面的・総合的にとらえる

地球温暖化、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・

エネルギー、経済、食料、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連し合っていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいのかを考えることが必要です。

ウ 環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくため、それぞれの役割や特性を生かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働し、次の取組を進めます。

- ① 人材の育成と活用
- ② 情報の提供
- ③ プログラム・教材の開発
- ④ 拠点の連携と場の活用
- ⑤ 機会の提供
- ⑥ 調査研究
- ⑦ 県の率先取組

エ 推進体制

県民、学校、事業者、行政など環境学習に取り組む各主体によって構成された「ちば環境学習ネットワーク会議」を設置し、環境学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指導者養成、プログラム・教材づくり、場づくりなどについて検討を行い、実施計画を策定しています。

また、県知事部局及び教育庁の環境学習に関連する庁内各課で構成する「千葉県環境学習推進連絡会議」などを通じて緊密に連携・協力し、環境学習の総合的・効果的な推進に努めます。

オ 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。環境学習を推進していく上でこの基金を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、14年2月に創設された「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の環境関

連基金や資金等を積極的に活用していきます。

2 県の施策展開

(1) 生涯学習としての取組

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開しています。

ア 人材の育成と活用

(ア) 環境学習指導者養成講座の開催

環境について幅広い視点を持った環境保全活動・環境学習の指導者を養成することを目的に、知識を身に付けるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座として、環境学習指導者養成講座を開催しています。養成する指導者のレベル等を考慮し、「導入コース」、「発展コース」、「教員コース」の3コースを設定、実施しています。

○環境学習指導者養成講座「導入コース」

地域における環境保全活動の担い手を養成することを目的に、受講生が自ら活動するきっかけとなるよう、環境保全活動の実践者による講義や体験を通した講座を開講し、24年度は27名の参加を得ました。

○環境学習指導者養成講座「発展コース」

環境学習の指導者としての資質と気づきを引き出す技能を身に付けた、地域における環境学習の指導者の養成を目的に、体験活動を通した指導方法や環境学習プログラムづくり等についての講座を開講し、24年度は26名の参加を得ました。

○環境学習指導者養成講座「教員コース」

教員の環境学習指導技能の向上を目的に、参加体験型プログラムの体験を通し、児童・生徒の理解を深めさせる学習プログラムづくりについての講座を開講し、24年度は20名の参加を得ました。

なお、本コースは、県教育委員会と共同で、千葉県総合教育センターを会場に開催しました。

(イ) 環境学習指導技能向上講座の開催

環境学習の指導者を対象に、人に伝える力、自らの気づきを引き出す力を身に付けるとと

もに、地球温暖化や生物多様性など環境に関する新しい知識を得るための講座を開講し、24年度は22名の参加を得ました。

なお、本講座は、環境学習指導者養成講座の上位講座として、体系的に連続する講座と位置付けています。

(ウ) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する学習会・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度で、講師への謝礼は県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習全般に分かれています。

24年度は、アドバイザー18名で37回の派遣を行い、受講生は、1,707名となりました。

イ 情報の提供

県民が環境学習に関する情報をいつでも、どこでもインターネットを通じて入手できるよう、情報の収集・提供を行いました。

この情報提供は、教育庁の生涯学習情報提供システム（通称「ちばりすネット」）により行っています。

また、県ホームページもリニューアルし、環境学習関連情報を提供しています。

今後も随時、情報収集やデータ整備を行い、内容を拡充していきます。

ウ プログラム・教材の開発

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、分かりやすい教材の整備」を目標に、これまで、環境学習ガイドブック、環境学習用ビデオライブラリー、貸出用環境学習キット、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」、「干潟で学ぶ『たいけんカード集』」等を作成してきました。

これまで作成してきた教材については、県ホームページ上で公開しているほか、環境研究センターにて貸出を行っています。

エ 拠点の連携と場の活用（環境研究センターの取組）

環境研究センターは「千葉県環境学習基本方針」に基づく環境学習拠点施設に位置付けられており、展示・図書・視聴覚コーナー等を備える学習施設を研究施設に併設しています。

環境学習施設は、環境問題に係る展示のほか、各種企画展示や体験型学習、民間団体等の交流が行える施設となっています。

環境研究センターでは環境学習施設を中心に、環境学習に関するニーズに合った情報の提供と、これまで培った環境に係る研究成果の還元を目的に以下の事業を行っています。

(ア) 公開講座の開催

環境研究センターでは、県民の方々とのパートナーシップの確立を目指し、多くの県民の方々が、様々な環境に関するテーマを受講できるように、原則として毎月1回公開講座を開催しています。24年度は10回開催、参加者数387名の参加を得ました。

図表 5-1-1 公開講座開催状況（24年度）

No.	開催月	テーマ
1	5月	ダイオキシン、放射能測定棟などのセンター施設見学会
2	6月	ふれてみよう房総の地質環境
3	7月	バスを利用した夏休み親子体験学習（千葉県いすみ環境と文化のさとセンターで、親子で動植物を観察し、生き物と環境について学ぶ）
4	8月	バスを利用した夏休み親子体験学習（千葉県いすみ環境と文化のさとセンターで、親子で動植物を観察し、生き物と環境について学ぶ）
5	8月	親子リサイクル工作教室（ペットボトルロケット等）
6	9月	バスを利用した県内の地質環境（地層や地下水など）の見学
7	10月	対話「環境教育・環境学習についてかんがえましょう」
8	12月	環境放射能に関する講義と実演
9	3月	バスを利用したフェニックスメタル及び三井造船の環境への取組の視察
10	3月	講演：環境研究センターにおける環境放射能測定結果について

(イ) 啓発冊子の発行

環境研究センターで行っている事業や最近の環境問題等を分かりやすく解説した「センターニュース」を24年度は年間4回発行しました。

また、啓発冊子として、「ゴミとリサイクル エコクイズ改訂版」、「液状化－流動化現象について」を発行しました。

図表 5-1-2 センターニュース発行状況(24年度)

No.	特集記事
第24号 (7月17日発行)	羽田空港再拡張後の航空機騒音
第25号 (10月30日発行)	事業場からの排水の規制と環境研究センターの役割
第26号 (2月14日発行)	市民と連携した企画展（市民活動展）の開催について
第27号 (3月27日発行)	環境研究センターにおける環境放射能測定について

(ウ) 企画展の開催

24年度には企画展4回を開催しました。「ちばの里山を守る森人たち」は、市民活動団体ちば里山センターと連携し、県内の40の里山保全活動団体の活動を一堂に紹介した市民活動展です。パネルは、企画展後、各団体により様々な場所で展示活用されています。

「協力して」と「協力します」をつなぐ」は、エコメッセちば実行委員会と共同で、環境保全活動団体の活動内容を紹介し、各団体の連携を促進する目的で開催しました。

「ちばの気候・気象とさくら」は、千葉県さくらの会がもっている県内の桜の情報と、当センターがこれまで実施してきたヒートアイランド現象に関する研究成果を合わせた企画展です。

図表 5-1-3 企画展開催状況(24年度)

期間	タイトル
4月3日～5月11日	千葉県の環境放射能と液状化・流動化現象－千葉県環境研究センターの取り組み－
5月27日、6月11日～6月15日、6月17日、7月2日～7月15日、1月25日～1月27日、3月3日	ちばの里山を守る森人たち

1月7日～1月11日	“協力して”と“協力します”をつなぐ
2月20日～3月19日、3月25日～3月28日及び24年度	ちばの気候・気象とさくら

(エ) 環境学習施設の利用

環境学習施設において環境に関する分かりやすい情報の提供を行っています。

また、希望に応じて環境学習や施設見学を受け入れています。24年度においては、高等学校2、教員研修1、市民団体13、事業者2、その他3団体を受け入れ、利用者数は計1217人となりました。

(オ) 環境情報の提供

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等を収集、整備し、ビデオ、CD、DVDについては希望により貸出を行っています。

書籍は、国・県関係585冊、市町村関係148冊、一般出版物1577冊 雑誌3499冊など計5809冊、DVDは28タイトル、CDは67タイトル、啓発用パネルは49枚を所蔵しています。

(カ) 一般公開

環境月間、科学技術週間の関連行事として、公開講座及び環境研究センターの研究施設の一般公開を行いました。

(キ) ホームページによる情報の提供

「大気汚染による植物被害」、「空気と水の汚れを調べよう」など環境学習に関する情報を環境研究センターホームページにおいて提供しています。

(ク) 講師等の派遣

より多くの啓発機会を提供するため、各種機関が実施する多数の研修会、講習会等へ講師として職員を派遣しています。

また、小中学校等への出前授業も行っています。

図表 5-1-4 環境研究センター啓発関係総括（24年度）

項目	実績数
センター来館者数	1,217 名
公開講座参加者数	387 名
受入研修生	国内 6 名 海外 3 名
センターホームページ アクセス数	146,477 回
蔵書数	5,809 冊
DVD・CD 数（貸出用）	95 タイトル
パネル（貸出用）	49 種類 49 枚

オ 機会の提供

（ア）県民環境講座の開催

環境や環境問題の現状について理解を深めてもらい、今後の自主的な活動につなげてもらうことを目的に、講演会を中心とした一般県民向けの環境学習講座を8年度から開催しています。

24年度は県内で4回講座を開催し、236名の参加を得ました。

（イ）文化財探検隊

24年度、千葉市、南房総市、野田市において、地域の自然、歴史、文化に対する理解を深めるため「文化財探検隊」を実施しました。

（2）学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科や総合的な学習の時間等の中で、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導しています。

地域の清掃活動、エコキャップ回収活動や節電等の取組は、学校種にかかわらず多くの学校で実施されています。

ア 小中学校での取組

20～21年に改訂された学習指導要領により、各学校において「環境に関わる内容の一層の充実」が図られ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、横断的・総合的な取組が行われています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習を取り入れた教育活動（浄水場や清掃工場の見学、植栽活動等）を展開している学校も少なく

ありません。

また、総合的な学習の時間を中心に、自分たちの住んでいる地域について、環境問題と関連させた学習を通して環境保全の意識の高揚を図る取組も多く見られます。

イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科（公民科・理科・家庭科など）や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。

このほか「環境学」等の環境に関する学校設定科目を教育課程に位置付け、環境教育の推進を図っている学校（沼南高校）や校内のビオトープを整備して積極的に教育活動に取り入れている学校（船橋芝山高校）もあります。

（3）パートナーシップの構築に向けて

ア 地域に根ざした環境学習

環境問題は日々の暮らしと深い関わりがあることから、住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を生かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境学習の取組を推進しています。

その一つとして、各主体から構成する「ちば環境学習ネットワーク会議」があります。（前述 1 現況と課題（3）千葉県環境学習基本方針エ 推進体制）

イ こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を展開することが期待されます。

千葉県の*こどもエコクラブの登録状況は、25年3月末現在、51クラブ 1,442人であり、

様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、千葉県版情報誌「こどもエコネットちば」を発行し、関係者全員に配布しています。

また、毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。24年度は、2月23日に習志野市のモリシアホールで開催し、4団体の活動事例発表がありました。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

ウ 市民・市民活動団体・企業・行政の連携

本県では、「環境シンポジウム千葉会議」や「エコメッセ in ちば」（環境活動見本市）を市民、企業、行政のパートナーシップによる実行委員会形式で開催し、より良い「環境づくり」を目指しており、その概要は次のとおりです。

（ア）環境シンポジウム千葉会議の開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・大学・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されています。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが生まれています。

（イ）エコメッセちばの開催

市民・企業・行政などが、環境問題解決のための目標と方法をともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的とした環境見本市を8年度から開催しており、また、24年度からは市民活動団体や事業者等の交流を深め、協働取組を促進するための環境協働創造市を同時に開催することとし、24年度は約12,000人の参加を得ました。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・市民活動団体・企業・大学・行政な

どのパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身に付け主体的に行動できる人づくりを目指します。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項 目 名	基準年度	現況	目 標
県が主催する環境学習への参加者数	16,841 人 (17 年度)	21,440 人 (24 年度)	17,000 人以上 (毎年度)

《評価》

24 年度は目標を達成しており、今後とも目標の達成に努める。

県が主催する環境学習への参加者数について、基準年比で 24 年度は、4,599 人増加しました。環境学習に関する事業は、その趣旨が浸透し、参加者数が増加していると考えられます。

講 座 等 名	17 年 度 (基準年度)	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,598	4,174	3,764	1,411	1,707
県民環境講座	255	401	456	237	236
空に親しむ啓発事業	537	300	223	175	327
水生生物による水質調査	637	548	507	414	582
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座	483	5,845	5,071	4,430	4,009
自然観察会	877	964	820	781	734
探鳥会	83	22	36	16	16
環境研究センターでの啓発事業	329	735	682	628	387
体験型環境講座	77	0	0	0	0
こども環境講座	126	0	0	0	0
こどもエコクラブ登録者数	3,239	2,455	3,198	2,683	1,442
エコメッセ	6,600	10,100	10,500	12,000	12,000
合 計	16,841	25,544	25,257	22,775	21,440

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に、24年度に行ったアンケート調査によると、環境保全のために日常生活で行っていることでは「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、実際に環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の17.8%に留まっており、環境問題への関心の高さにもかかわらず、実際の活動への参加には、十分結び付いていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである*ISO14001・*エコアクション21の認証取得や*企業の社会的責任(CSR)として自主的に環境保全活動に取り組むことが求められているものの、コスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とは言えない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとは言えません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

2. 県の施策展開

(1) 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年(1990年)に比べ、2010年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生(家庭系・事業系)部門の伸び率がそれぞれ49.1%、69.0%と大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)の構築を支援するとともに、県自らが率先して、事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むことにより、地球温暖化防止対策の推進を図っています。

ア 環境マネジメントシステムの普及状況

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は、8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、(公財)日本適合性認定協会のデータによると、25年3月末現在で20,022件となっています。

そのうち、県内の認証取得件数は、506件となっています。

なお、環境マネジメントシステム規格には、ISO14001のほかに、環境省が策定したエコアクション21(県内認証取得件数:25年3月末178件)や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したもののうち、全国規模のものとしてエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

イ 県自らの取組

(ア) 千葉県庁エコオフィスプラン

県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するため、14年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を、19年3月には、第2次計画として、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画(第2次)～」を策定し、取

組の推進に努めてきました。

これまでの実績を踏まえて、平成 25 年 3 月に第 3 次計画として、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第 3 次）～」を策定し、引き続き取組の推進に努めています。

○目標

温室効果ガス削減の目標の目標として、二酸化炭素排出量を 22 年度 (294, 150 t) に比べ、32 年度までに 8 %削減する。

○取組の推進と点検・評価

取組の推進に当たり、「千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引」を定め、環境マネジメントシステムの P D C A サイクルを基本として点検・評価を行い、計画の推進を図る。

（イ）県の環境マネジメントシステム

県では、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、自ら率先して 13 年 4 月より ISO14001 による環境マネジメントシステムを運用し、日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めるとともに、システムの P D C A サイクルにより継続的改善を図ってきました。

25 年度からは、ISO14001 によらない形として、「千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引」を定め、引き続き県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進しています。

ウ その他の取組

上記取組のほか、公共施設での E S C O 事業や新エネルギーの率先導入などを行っています。

（P 29 「新エネルギーの導入促進等」「県自らの率先行動の推進」参照）

（2）環境保全活動の推進

ア 環境月間

昭和 47 年 6 月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国

連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和 48 年から、6 月 5 日からの 1 週間を「環境週間」に、平成 3 年からは 6 月を「環境月間」とし、さらに 5 年には環境基本法により 6 月 5 日が「環境の日」と定められました。

（ア）千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和 48 年から 6 月を「千葉県環境月間」としています。この一環として、ポスター、作文、標語の作品を募集し、千葉県環境月間啓発ポスターの作成、啓発を行っています。また、県内各地で開催される環境月間行事を紹介し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。

（イ）環境功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、昭和 52 年度から環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として、さらに、昭和 56 年度からは地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者としてそれぞれ表彰していましたが、20 年度に両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕著な功績のあった者に対し授与されます。

イ 千葉県環境大使による活動

21年8月6日、アルピニストであり、エベレストや富士山の清掃活動など、世界的に環境保全活動を繰り広げておられる野口健氏に初代千葉県環境大使を委嘱し、様々な環境施策や環境学習の場に参加いただき、精力的に活動していただいています。

(ア) 環境教室の開催

県が行う環境学習の一環として、野口環境大使による環境教室を開催しました。

環境活動に熱心に取り組んでいる富津市内の小学校(24年12月)と浦安市内の高等学校(25年3月)に、環境大使が訪れ、子ども達と環境活動を行いながら、環境保全の大切さについてお話しいただきました。

(イ) 講演会の開催

25年3月に千葉市内において、「富士山から日本を変える」と題して講演会を開催しました。

当日は、野口環境大使から、自らの清掃登山活動を通して感じた環境保全活動の大切さについてお話しいただきました。

ウ 各主体との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるものではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

このため、県民、関係団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、関係団体、事業者が、環境の保全活動に取り組んでいますが、相互の連携・協働を図り、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、県民活動を支援する施策や各主体との協働事業を推進しています。

(ア) ちば環境再生基金を活用した取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、各主体の連携が重要であることから、県

民総参加による「ちば環境再生基金」を(一財)千葉県環境財団に設置しています。

基金の事業活動の一つとして、市民活動団体の千葉県内における環境の保全、生物多様性の保全等の活動を公募し、助成を実施しています。

(P191「自然環境の保全と再生の推進」参照)

(イ) 各主体との協働

県民、企業、関係団体、行政等が連携して、地域から環境保全活動の環を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウムやエコメッセを各主体からなる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

また、多様な主体の連携・協働の促進にも取り組んでいます。

平成24年度には、地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に向けて取り組む「連携・協働による地域課題解決モデル事業」を実施しました。

24年度は全体で17件の事業が実施され、このうち環境分野では、ヤマトミクリの里づくり協議会(八千代市)による里山の保全・再生・活用の仕組みづくりを検討する事業が実施されました。

また、平成22年度からは、市民活動団体と企業が連携して地域活動などに取り組む事例を増やし、地域課題の解決や地域活性化が進むよう、企業と市民活動団体のマッチングの機会を提供する「企業・市民活動団体によるパートナーシップ事業」を実施しています。

24年度は6件の事業が実施され、このうち環境分野では(有)ナチュラルシードネットワークと環境パートナーシップちばの「環境保全型農業の啓発活動」(22年度からの継続事業)が実施されました。

そのほか、平成22年度からは、市町村と市民活動団体との協働を一層促進するため、市町村と市民活動団体から地域課題を募集し、意見交換会等を行う「市町村と市民活動団体との連携促進事業」を実施しています。22年度は地域課題の分野を「福祉」と「まちづくり」に限定しまし